



2023年3月13日

各 位

会社名

TOMOEAWA

登記社名：株式会社巴川製紙所
コード番号 3878

(URL <https://www.tomoegawa.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 井上 善雄
問合せ先 取締役専務執行役員
CFO 経営戦略本部長 山口 正明
(TEL 03-3516-3403)

A種優先株式の一部取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社発行のA種優先株式の一部につき、SMBCCP 投資事業有限責任組合 1号より、当社定款第12条の6（金銭を対価とする取得条項）（以下「金銭対価取得条項」といいます。）の定めに基づき金銭を対価として取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議いたしました。

記

1. A種優先株式の取得の内容

- (1) 取得する株式の優先 : A種優先株式
- (2) 取得する株式の総数 : 1,000,000株
- (3) 株式の取得対価の内容 : 金銭
- (4) 1株当たりの取得価額 : 1,132円
- (注) 上記の取得価額は、発行時の1株あたり払込金額相当額(1,000円)に償還係数1.082を乗じて得られた額に、日割による経過配当金相当額(取得日の属する事業年度において、取得日を基準日として優先株配当金の支払がなされたと仮定した場合に、当社定款第12条の6に従い計算される優先株配当金相当額)を加算した額です。
- (5) 株式の取得価額の総額 : 1,132,000,000円
- (6) 取得日 : 2023年3月31日
- (7) 取得先 : SMBCCP 投資事業有限責任組合1号

2. A種優先株式の消却の内容

- (1) 消却する株式の優先 : A種優先株式
 - (2) 消却する株式の総数 : 1,000,000株
 - (3) 消却の効力発生日 : 2023年3月31日
- なお、A種優先株式の消却については、上記1.によりA種優先株式を当社が取得することを条件とします。

3. A種優先株式の取得及び消却の理由

当社は2021年3月31日に、主として自己資本を早期に改善し財務基盤を安定化させる目的で、総額20億円のA種優先株式を発行いたしました。その後、当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいいます。）で進めてきた収益基盤の強化や抄紙機の停機、米国のトナー生産からの撤退をはじめとした構造改革の着実な進行に市況の回復と為替が円安傾向に推移したことが加わり、収益力および財務安全性は着実に向上してまいりました。これらを踏まえ、A種優先株式の優先配当等の支払い負担を低減させる目的で、一部償還（取得及び消却）を実施することを決議したものであります。

なお、今般のA種優先株式の償還については、金銭対価取得条項に基づき当社取締役会が別途定める日において金銭を対価としてA種優先株式を取得する方法により行います。2021年2月8日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」に記載のとおり、A種優先株式を金銭対価取得条項に基づき金銭償還する場合、当社が当該金銭償還に際して取得するA種優先株式1株について支払うべき金銭の額は、実際の取得時期が遅くなるほど増額する仕組みとなっているため、当社としては、A種優先株式の全額を早期に償還することは当社の財務体質の健全化に資するものと考えております。

4. 業績への影響

A種優先株式の取得及び消却に伴う当社及び当社連結業績への影響は軽微であります。

以 上